

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第55号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項中「第4条の22第4項」を「第4条の22第1項」に改める。

第4条の22を次のように改める。

第4条の22 条例第11条第5項の規則で定める通勤手当は、運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）、条例第11条第2項第2号に定める額（第4条の17第2号に掲げる職員に係るものを除く。）および条例第11条第3項第1号に定める額の合計額（第4条の24第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第11条第5項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 条例第11条第5項の規則で定める日は、給料の支給日とする。

3 条例第11条第5項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第4条の10の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

4 支給単位期間（第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当

の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

5 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。

(1) 職員に新たに条例第11条第1項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号もしくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者

(2) 前号に掲げるものの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者

第4条の23第1項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第4条の10の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）

く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして別に定める場合 別に定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第4条の23に次の1項を加える。

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、別に定める。

第4条の24第1項中「もの」を「通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として別に定める場合に係るもの」に改める。

第4条の26第2項中「又は」を「もしくは」に、「(次項に規定する場合に該当している場合を除く。)」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合」に、「の翌月 (その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)」を「又は再び通勤することとなった日の属する月」に改め、同条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年9月2日から同月30日までの間 (以下「特定期間」という。) に職員に新たに秋田市職員給与条例 (昭和28年秋田市条例第4号) 第11条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合もしくは通

勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員が改正前の秋田市職員給与条例施行規則第4条の26第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当している場合を除く。）に該当し、特定期間に復職し、もしくは職務に復帰した場合の通勤手当に係る改正後の秋田市職員給与条例施行規則第4条の22第4項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。